

## 議案第86号

### 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

#### 1 放棄する権利及び金額

廃校施設等の貸付けに伴う経費負担金 794,921円

#### 2 債務者の所在地及び名称

所在地 大田原市蛭田383番地

名称 有限会社ジョセフィンファーム

#### 3 権利放棄の理由

債務者の無資力等により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。